

中国がリトアニア 2 銀行を反外国制裁法に基づく報復リストに掲載 —欧州連合の対ロシア制裁に対する報復措置—

2025.8.20

CISTEC 事務局

中国商務部は 13 日、リトアニア 2 銀行に対し、反外国制裁法に基づき、報復リストに掲載する旨を発表¹した（2025 年 8 月 13 日公布・施行）。

欧州連合は 7 月 18 日、第 18 次対ロシア制裁措置において、欧州連合におけるロシア制裁規則の目的を著しく阻害している暗号資産サービス提供金融機関として、以下の中国の 2 銀行を制裁リストに追加²し、これらの金融機関との取引の禁止を講じていた（8 月 9 日施行）。

欧州連合制裁対象者リストに掲載された中国の金融機関

- ・ Heihe Rural Commercial Bank Co. Ltd. (黒河農村商業銀行)
- ・ Heilongjiang Suifenhe Rural Commercial Bank Co. Ltd. (黒竜江綏芬河農村商業銀行)

これに対し、中国商務部は 13 日に、報復措置として、反外国制裁法に基づき、リトアニアの 2 銀行（UAB Urbo Bankas 及び AB Mano Bankas）を同法に基づく報復リストに掲載した。今般の措置内容は、これらの 2 銀行に対し、反外国制裁法第 3 条、第 4 条、第 6 条等に基づき、中国国内の組織、個人がこれら 2 銀行と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止するものである。

同法に基づく報復リストへの掲載は、これまで米国による台湾への武器売却等を理由として米国の防衛関連産業を中心に掲載されている（最近の例では、昨年 12 月末に台湾への武器売却の関与を理由として米国企業を掲載³）。報復リスト掲載企業等は、中国国内の

¹「中华人民共和国商务部令二〇二五年第 5 号 关于对欧盟两家金融机构采取反制措施的决定」（中華人民共和國商務部サイト法律政策・規章及規範性文件 2025.8.13）

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_22c10ec9fd12424eb314c75306fd6cc.html（別添：CISTEC 仮訳）

²COUNCIL REGULATION (EU) 2025/1494 of 18 July 2025

（欧州連合サイト 2025.7.18）

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202501494#page=97

³ 米国軍事産業企業及びその高級管理職員に対する報復措置の実施に関する決定（中国外交部サイト 2024.12.27）

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_new/202412/t20241227_11520050.shtml

CISTEC 解説資料（p.10 ⑤米国企業 7 社を反外国制裁法に基づく報復リストへの追加）

動産・不動産等が凍結されることや、中国国内の企業等との取引が禁止される（報復リスト掲載者との取引を行うなど、報復措置を遵守しない（中国内企業のみならず）外国企業等に対しても、政府調達、入札、出入国の禁止や制限等を科することができる。詳細は、以下 CISTEC 解説記事の 2 つ目を参照されたい。）。

反外国制裁法は、2021 年 6 月に制定・施行された。制定背景として、西側の国々の中国に対する制裁を科し内政干渉を行ってきたとして、2020 年 11 月に習近平総書記が「中共中央全面依法治国工作会議」において、対抗すべき旨を指摘しており、外国の差別的措置に報復するための法律を制定する必要性が各委員、各界からも指摘された。第 13 期全人代第 4 回会議で承認された「全人代常務委員会活動報告」では「今後 1 年の主要任務」の中で、反制裁、反干渉、管轄権の域外適用への対抗措置に対する法的ツールを拡充することを明確に打ち出した⁴とされている。

反外国制裁法の概要は以下の CISTEC 解説記事を参照されたい。

中国の「反外国制裁法」の施行について（仮訳添付）（2021.6.15 改訂 1 版）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf>

中国反外国制裁法の実施規定の公布について（2025.3.25／改訂版同 4.2）

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf

今般の報復措置に関し、商務部報道官は、欧州連合の対ロシア制裁措置の一環で中国の金融機関を制裁リストに追加し制裁を実施したことは「国際法及び国際関係の基本準則に対する重大な違反」であり、中国企業の正当な合法権益を著しく損なうもので中国はこれに断固として反対する（以下、記者質問の回答を参照）としている。

欧州連合の対ロシア制裁措置の報復措置として、リトアニアが対象となった理由は中国の発表や報道官の会見において明らかにされていないが、昨年 11 月にリトアニアが中国代表事務所の職員を国外追放したことを発表しており、中国は対抗措置を講じる権利があると述べていた⁵。また、同月にバルト海のリトアニアとスウェーデンを結ぶ海底ケーブルが破損されたことに中国籍の船舶が関与していた疑いが浮上⁶し、両国で緊張が高まっ

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250107.pdf

⁴ 「反外国制裁法草案」の第 2 次審議稿を全人代常務委員会に上程（人民網 2021.6.8）

<https://j.people.com.cn/n3/2021/0608/c94474-9858954.html>

⁵ 中国、リトアニアの外交官追放を非難（ロイター 2024.12.2）

<https://jp.reuters.com/world/china/RKLOUNPQ2ZJVZFPUFH3OGLK4RY-2024-12-02/>

⁶ バルト海で相次ぐケーブル破損、中国船が関与かーデンマーク軍が監視
（ブルームバーグ 2024.11.21）

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-11-20/SN94LGT1UM0W00>

ていたと思われる。

欧州連合の執行機関、欧州委員会の経済安全保障担当の報道官は「正式に通知を受け次第、措置を詳細に検討し、追加措置を取るかどうかを判断する」として、「制裁対象となった中国企業の問題について、すでに中国と建設的な関与を行っている」としている⁷。

○商務部報道官が欧州連合の金融機関 2 行に報復措置を講じたことについて記者の質問に回答⁸

質問：このほど、商務部は欧州連合の銀行 2 行に報復措置を実施すると発表しましたが、何か考慮していることはありますか？

回答：最近、欧州連合が中国の厳正な立場を顧みず、頑としてロシアに関わることを理由に中国の金融機関 2 行を制裁リストに追加し、8 月 9 日に正式に制裁を実施したことは、国際法および国際関係の基本原則に対する重大な違反であり、中国企業の正当な合法権益を著しく損ない、中欧経済貿易関係および金融協力を深刻な負の影響をもたらすものである。中国はこれに断固として反対する。自国の主権、安全および発展の利益を断固として守るため、《中華人民共和国反外国制裁法》等の関連法律法規に基づき、国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、中国は欧州連合の UAB Urbo Bankas および AB Mano Bankas の銀行 2 行を報復リストに追加することを決定し、我が国国内の組織、個人がこれら 2 行と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止した。

欧州側が、中国と欧州連合およびその加盟国が経済貿易と金融分野で築いてきた長年にわたる良好な協力関係を重んじ、関連する誤ったやり方を是正し、中国の利益を損なう行為や中欧協力を損なう行為をやめるよう希望する。

⁷ 中国、リトアニアの 2 銀行を制裁リストに追加－EU 制裁への報復（ブルームバーグ 2025.8.13）

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-08-13/T0X8S2GP9VCZ00>

⁸ 「商务部新闻发言人就欧盟两家金融机构采取反制措施答记者问」（中華人民共和国商務部サイト新聞発佈・新聞發言人談話 2025 年 8 月 13 日）

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyth/art/2025/art_52d2c924502c488da914e0a3ba50ffd6.html

■反外国制裁法の関連条文

反外国制裁法（抄）※CISTEC 仮訳

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/39-20210614.pdf#page=12>

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、いかなる国がいかなる口実、いかなる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本原則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- (一) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- (二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の差し押さえ、押収、凍結；
- (三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- (四) その他の必要な措置。

(別添)
※CISTEC 仮訳

○中華人民共和国商務部令 2025 年第 5 号 欧州連合の金融機関 2 行に対して報復措置を講
じることにする決定⁹

【発布団体】 商務部

【発布文書番号】 商務部令 2025 年第 5 号

【発布期日】 2025 年 8 月 13 日

中華人民共和国商務部令
2025 年第 5 号

欧州連合の中国金融機関 2 行への制裁に報復するため、国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、今ここに《欧州連合金融機関 2 行に対して報復措置を講じることにする決定》を公布し、2025 年 8 月 13 日より施行する。

部長 王文涛
2025 年 8 月 13 日

欧州連合金融機関 2 行に対して報復措置を講じることにする決定

2025 年 7 月 18 日、欧州連合が第 18 次ロシア制裁措置において、中国の金融機関 2 行を制裁リストに追加したことは、国際法および国際関係の基本原則に対する重大な違反であり、中国企業の合法権益を著しく損なうものである。

《中華人民共和国反外国制裁法》第三条、第四条、第六条、第九条、第十条、第十五条、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》第三条、第五条、第八条、第十条の規定に基づき、国家反外国制裁業務調整機構の承認を得て、中国は欧州連合の UAB Urbo Bankas および AB Mano Bankas の銀行 2 行を報復リストに追加し、以下の報復装置を講じる：我が国国内の組織、個人がこれら 2 行と関連する取引、協力等の活動を行うことを禁止する。

※（訳者補足）今回適用された条文は以下の通り。

⁹ 「中華人民共和国商務部令二〇二五年第 5 号 关于对欧盟两家金融机构采取反制措施的决定」（中華人民共和国商務部サイト法律政策・規章及規範性文件 2025 年 8 月 13 日）
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/flzc/gzjgfwj/art/2025/art_22c10ec9fd12424eb314c75306fd6cc.html

《中華人民共和国反外国制裁法》

第三条 中華人民共和国は覇権主義と強権政治に反対し、如何なる国が如何なる口実、如何なる方式によって中国の内政に干渉することに反対する。

外国国家が国際法と国際関係の基本準則に違反し、各種口実やその本国の法律に依拠して我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的規制措置を講じ、我が国の内政に干渉したならば、我が国は相応の報復措置を採る権利を有する。

第四条 国務院の関係部門は本法第三条に規定した差別的規制措置の制定、決定、実施に直接、あるいは間接的に関与した個人、組織を報復リストに加えることを決定することができる。

第六条 国務院の関係部門は各自の職責と職務分業に基づいて、本法第四条、第五条に規定する個人、組織に対して、実際の状況に基づいて以下の一つあるいは複数の措置を講じることを決定することができる：

- (一) 査証を発行しない、入国禁止、査証取消、あるいは国外追放；
- (二) 我が国国内にある動産、不動産やその他の各種財産の封印、留置、凍結；
- (三) 我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活動の禁止あるいは制限；
- (四) その他の必要な措置。

第九条 報復リストと報復措置の確定、一時停止、変更あるいは取消は、外交部あるいは国務院のその他の関係部門が命令を発布し公布する。

第十条 国は反外国制裁業務調整機構を設立し、調整にかかわる関連業務の統括に責任を負わせる。

国務院の関係部門は連携・協力と情報共有を強化し、各自の職責と任務の分業に基づいて関連する報復措置を確定・実施しなければならない。

第十五条 外国の国家、組織あるいは個人が実施、協力、支援する我が国の主権、安全、発展の利益を害する行為に対して、必要な報復措置を講じる必要があったならば、本法の関連規定を参照して実行する。

《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》

第三条 外国国家が国際法や国際関係の基本準則に違反し、各種の口実またはその本国の法律に基づいて我が国に対して抑制、抑圧を行い、我が国の公民、組織に対して差別的制限措置を講じ、我が国の内政に干渉した場合、または外国の国家、組織、個人が我が国の主権、安全、発展の利益を脅かす行為を実施、協力、支援した場合、国務院関係部門は反外国制裁法と本規定に基づいて、関係する組織、個人およびそれに関わる組織、個人を報復リストに加える、報復措置を講じることを決定する権限を有する。

第五条 国務院関係部門が報復措置を講じる決定を下す際、報復措置の適用対象、具体的な報復措置、施行期日等を明確にしなければならない。

第八条 反外国制裁法第六条第三項の我が国国内の組織、個人との関連取引、協力等の活

動の禁止あるいは制限は、教育、科学技術、法律サービス、環境保護、経済貿易、文化、観光、衛生、スポーツ分野の活動を含むが、それらに限定されない。国務院の教育、科学技術、司法行政、生態環境、商務、文化・観光、衛生健康、スポーツ行政等の関係部門が、職責権限に従って実施する。

第十条 国務院の外交、商務、発展改革、司法行政等の部門は各自の職責と任務分担に従って、反外国制裁業務機構の関連業務の担当に責任を負う。国務院の関係部門は報復措置の確定と実施に対して共同・連携と情報共有を強化する。